

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

また、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

なお、平成26年3月期から改正後の自己資本比率規制が国内基準行に対し適用されているため、平成26年9月期は改正後の告示に定められた算式に基づき、自己資本比率を算出しております。

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（平成25年9月期）

（単位：百万円）

項目		
基本的項目 (Tier 1)	資本金	17,000
	うち非累積的永久優先株	—
	新株式申込証拠金	—
	資本剰余金	67,138
	利益剰余金	11,625
	自己株式（△）	0
	自己株式申込証拠金	—
	社外流出予定額（△）	549
	その他有価証券の評価差損（△）	—
	為替換算調整勘定	—
	新株予約権	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,153
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—
	営業権相当額（△）	—
	のれん相当額（△）	965
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	95,402
	繰延税金資産の控除金額（△）	—
	計 (A)	95,402
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	2,806
	一般貸倒引当金	3,783
	負債性資本調達手段等	6,100
	うち永久劣後債務（注2）	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	6,100
	計	12,689
うち自己資本への算入額 (B)	12,689	
控除項目	控除項目（注4） (C)	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	108,092
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	933,063
	オフ・バランス取引等項目	9,932
	信用リスク・アセットの額 (E)	942,995
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	62,593
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,007
	計 (E) + (F) (H)	1,005,589
連結自己資本比率（国内基準） = (D) / (H) × 100 (%)		10.74
(参考) Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%)		9.48

(注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
 2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
 4. 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(平成26年9月期)

(単位：百万円、%)

項目		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	99,954	
うち、資本金及び資本剰余金の額	84,138	
うち、利益剰余金の額	16,441	
うち、自己株式の額 (△)	0	
うち、社外流出予定額 (△)	624	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	
うち、為替換算調整勘定	—	
うち、退職給付に係るものの額	—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,050	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,050	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	6,100	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,438	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	248	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	111,792	
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	723	1,396
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額	723	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	1,396
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額	—	1,295
適格引当金不足額	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	
退職給付に係る資産の額	—	268
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	—	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額	—	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	723	
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	111,068	
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,006,136	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 17,954	
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額	1,396	
うち、繰延税金資産	788	
うち、退職給付に係る資産	268	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 25,828	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額	5,419	
うち、自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	0	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	62,929	
信用リスク・アセット調整額	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,069,066	
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	10.38 %	

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

定量的な開示事項

その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期		平成26年9月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
[資産（オン・バランス）項目]				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1	0	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,025	41	1,023	40
国際開発銀行向け	0	0	—	—
地方公共団体金融機構向け	223	8	406	16
我が国の政府関係機関向け	7,919	316	8,158	326
地方三公社向け	60	2	50	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	63,208	2,528	35,842	1,433
法人等向け	362,063	14,482	385,830	15,433
中小企業等向け及び個人向け	228,796	9,151	244,595	9,783
抵当権付住宅ローン	62,635	2,505	58,533	2,341
不動産取得等事業向け	116,068	4,642	152,909	6,116
三月以上延滞等	4,489	179	3,244	129
取立未済手形	31	1	29	1
信用保証協会等による保証付	7,316	292	7,811	312
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	8	0	8	0
出資等	17,505	700	24,079	963
（うち出資等のエクスポージャー）			24,079	963
（うち重要な出資のエクスポージャー）			—	—
上記以外	61,683	2,467	91,409	3,656
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）			43,047	1,721
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）			7,056	282
（うち上記以外のエクスポージャー）			41,305	1,652
証券化（オリジネーターの場合）	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	26	1	17	0
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			7,873	314
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置により			△ 25,828	△ 1,033
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額				
資産（オン・バランス）計	933,063	37,322	995,993	39,839
[オフ・バランス取引等項目]				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	489	19	347	13
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	69	2	51	2
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	106	4	273	10
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	8,438	337	8,553	342
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	818	32	727	29
派生商品取引	10	0	67	2
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目計	9,932	397	10,022	400
[CVAリスク相当額]（簡便的リスク測定方式）			116	4
[中央清算機関関連エクスポージャー]			4	0
合計	942,995	37,719	1,006,136	40,245

（注） 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

項目	平成25年9月期	平成26年9月期
	所要自己資本の額	
信用リスク（標準的手法）	37,719	40,245
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,503	2,517
合計	40,223	42,762

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

（連結）

（単位：百万円）

	平成25年9月期					平成26年9月期				
	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高					信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	2,566,657	1,699,511	706,688	52	8,841	2,690,394	1,781,928	778,533	339	6,114
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,566,657	1,699,511	706,688	52	8,841	2,690,394	1,781,928	778,533	339	6,114
製造業	171,185	132,425	36,633	—	2,045	164,679	132,333	31,800	—	499
農業、林業	7,607	7,390	200	—	16	7,985	7,769	200	—	15
漁業	319	303	—	—	15	369	367	—	—	1
鉱業、採石業、砂利採取業	764	764	—	—	—	824	824	—	—	—
建設業	113,458	110,401	2,500	—	521	118,139	114,515	3,473	—	134
電気・ガス・熱供給・水道業	11,202	3,867	7,325	—	—	9,794	3,715	6,074	—	—
情報通信業	13,792	8,985	4,776	—	11	13,107	9,359	3,578	—	146
運輸業、郵便業	76,427	38,746	37,524	—	85	71,174	41,854	29,209	—	7
卸売業、小売業	141,162	133,037	7,440	—	634	142,952	134,283	7,999	—	595
金融業、保険業	445,349	262,235	181,747	52	—	493,621	277,907	214,861	339	—
不動産業、物品賃貸業	233,317	224,320	7,534	—	2,021	254,991	248,237	5,094	—	1,522
各種サービス業	170,276	159,257	9,568	—	1,429	170,241	162,449	6,032	—	1,737
国・地方公共団体	583,700	191,762	391,296	—	—	632,519	200,884	430,969	—	—
その他	598,093	426,013	20,141	—	2,061	609,994	447,426	39,238	—	1,454
業種別合計	2,566,657	1,699,511	706,688	52	8,841	2,690,394	1,781,928	778,533	339	6,114
1年以下	421,994	361,209	54,196	—	4,552	479,222	385,597	89,790	—	2,583
1年超3年以下	344,449	130,101	213,696	50	569	332,936	136,881	195,761	28	191
3年超5年以下	304,681	178,619	125,758	1	190	385,783	187,261	197,998	35	403
5年超7年以下	255,179	129,562	125,228	—	385	281,065	157,786	123,084	95	99
7年超10年以下	308,712	194,431	114,016	—	264	247,396	168,172	78,518	—	674
10年超	656,858	609,135	45,492	—	2,230	728,983	661,834	65,443	180	1,524
期間の定めのないもの	274,781	96,451	28,299	—	648	235,006	84,393	27,935	—	636
残存期間別合計	2,566,657	1,699,511	706,688	52	8,841	2,690,394	1,781,928	778,533	339	6,114

（注）1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

（連結）

（単位：百万円）

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
一般貸倒引当金	4,595	△ 811	3,783	4,380	△ 1,329	3,050
個別貸倒引当金	15,040	△ 1,635	13,404	11,370	△ 954	10,416
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	19,636	△ 2,447	17,188	15,750	△ 2,283	13,467

（注）一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳
(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期			平成26年9月期		
	期首残高	期中増減額	中間期末残高	期首残高	期中増減額	中間期末残高
国内計	15,040	△ 1,635	13,404	11,370	△ 954	10,416
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	15,040	△ 1,635	13,404	11,370	△ 954	10,416
製造業	3,349	△ 271	3,078	1,662	197	1,860
農業、林業	43	△ 0	42	49	5	54
漁業	17	1	19	22	68	91
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	760	87	847	790	△ 130	659
電気・ガス・熱供給・水道業	278	△ 226	52	44	△ 2	41
情報通信業	147	16	163	168	△ 3	164
運輸業、郵便業	260	160	421	417	△ 97	319
卸売業、小売業	2,141	△ 117	2,024	2,052	△ 1,180	872
金融業、保険業	0	0	0	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	2,833	△ 237	2,595	2,488	△ 194	2,294
各種サービス業	3,167	△ 896	2,270	1,923	447	2,370
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	2,041	△ 152	1,889	1,751	△ 62	1,688
業種別合計	15,040	△ 1,635	13,404	11,370	△ 954	10,416

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
製造業	77	6
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	36	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	5	—
卸売業、小売業	14	131
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	9	90
各種サービス業	135	—
国・地方公共団体	—	—
その他	7	13
業種別合計	286	241

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項（持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(連結)

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	280,450	647,088	342,125	641,094
10%	31,973	149,410	17,434	161,575
20%	104,800	19,447	184,573	18,372
35%	—	177,706	—	163,875
50%	88,854	12,921	103,697	8,704
75%	75	299,351	—	322,291
100%	120,627	515,578	32,600	583,789
150%	—	1,836	—	1,086
250%	—	—	—	118
1250% (注) 2.	—	—	—	—
合計	626,781	1,823,341	680,431	1,900,906

(注) 1. 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

2. 平成25年9月期は、改正前の持株自己資本比率告示の規定により資本控除した額、平成26年9月期は改正後の持株自己資本比率告示の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を計上しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	63,334	46,111
保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	116,423	148,014

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー（平成25年9月期：16,220百万円、平成26年9月期：20,229百万円）を含んでおります。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
グロス再構築コストの額の合計額	—	—

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
与信相当額	52	339
派生商品取引	52	339
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	52	339
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

二. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	—	—

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
与信相当額	52	339
派生商品取引	52	339
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	52	339
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

持株会社グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項
該当ございません。

持株会社グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
住宅ローン債権	131	87
合計	131	87

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	残高	所要自己資本の額	残高	所要自己資本の額
20%	131	1	87	0
合計	131	1	87	0

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。

- (3) 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ございません。
- (5) 持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

マーケット・リスクに関する事項

持株会社グループは国内基準採用行であり、マーケット・リスクは算出しておりません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

中間連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成25年9月期		平成26年9月期	
	中間連結貸借対照表額	時価	中間連結貸借対照表額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	13,364		13,767	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	1,480		1,457	
合計	14,844		15,225	

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
売却損益額	93	95
償却額	3	2

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成25年9月期	平成26年9月期
中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額	3,521	4,965

中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

持株自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額

該当ございません。

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ございません。

銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額

(単位：百万円)

平成25年9月期	平成26年9月期
△ 6,846	△ 5,399

(注) 1. 銀行子会社2行単体の金利リスク量を合算しております。(銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であることから、銀行単体の金利リスク量を計測しております。)
 2. 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックに対する経済的価値の増減額であります。
 3. 日本円以外の外貨建資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に代えて経済的価値の増減額を計測しております。